

**平成 19 年度
全国統一品質管理監査
結果の概要**

平成 20 年 3 月

全国生コンクリート品質管理監査会議

(URL : <http://www.HINKANKAIGI.jp>)

1. 監査結果の概要

平成 19 年度の監査実施工場数 3,132 工場(JIS マーク表示認証工場の 85%に相当)。

総括的事項, 個別的事項及び望ましい事項に係る主な監査項目を A 及び a 評価(満足できる)したものの割合を達成率として [図 - 2 ~ 図 - 4](#) に, 実地調査に係る監査項目の監査結果を [図 - 5 ~ 図 - 8](#) に示します。

2. 合格証の発行状況

平成 19 年度の合格証は, 前年の監査結果に基づいて適合判定基準に適合している 3,171 工場に交付されました。

3. 査察の実施及び結果

合格証は, 前年の監査結果に基づいて翌 1 年間の品質を保証する意味で交付されていますが, 当該年の品質を確認するためにその年の途中で行う検査を査察といい, 「合格証を交付された工場に対する査察要領」に基づいて実施しています。平成 19 年度の査察の結果は, [表 - 9](#) の通りです。

4. 適マークの発行状況

平成 19 年度の適マークは, 平成 18 年度全国統一品質管理監査の実績に基づいて 46 地区会議から使用承認申請があり, 3,171 工場に適マークの使用を承認した。

適マークは, 合格証を交付された工場に対して全国会議が発行する全国共通の識別標識です。

適マークは, 外形 30mm の円形で, マークの上部中央に該当年度を表示し, 色によって年度を識別しています。平成 12 年度及び 13 年度はグリーン, 平成 14 年度はワインレッド, 平成 15 年度はスカイブルー, 平成 16 年度はオレンジ, 平成 17 年度はヴァイオレット, 平成 18 年度はライトグリーン, 平成 19 年度はワインレッドの適マークを使用しています。工場が発行する配合報告書等の文書に貼付しています。

5. 監査制度の有効性評価結果

平成 12 年度から監査制度の有効性に関する評価, 即ち監査制度が有効に機能し, 期待する効果が得られているかどうかについて毎年調査しています。

平成 19 年度の有効性評価結果は, 以下の通りです。

(1) 監査基準の達成度の評価

その他の事項 1 項目を除いた 122 項目の監査基準達成度(A 評価された割合)を総括的事項、個別的事項、望ましい事項及び実地調査のそれぞれについて求め、評価基準と比較して ○、△、× で評価した結果を [表 - 10](#) に示します。

(2) 顧客及び生産者の評価

7 年間のアンケート調査で、全国統一品質管理監査制度に対する顧客及び生産者の評価の概要が把握できましたので、平成 19 年度のアンケート調査を中止しました。

(3) 非工業組合員の組合加入割合からみた評価

平成 11 年度は 22 工場、平成 12 年度は 37 工場、平成 13 年度は 37 工場、平成 14 年度は 153 工場、平成 15 年度は 79 工場、平成 16 年度は 18 工場、平成 17 年度は 42 工場、平成 18 年度は 22 工場、平成 19 年度は 29 工場が新たに工業組合に加入しました。新規加入のすべての要因が品質管理監査にあるとはいえませんが、その多くは監査制度に係っていると思われます。

(4) 学会・発注官庁などの評価

日本建築学会においては、平成 10 年度版「コンクリートの品質管理指針・同解説」の解説に“全国統一品質管理監査制度に合格した工場を選定することが望ましい”と記述されたのを皮切りに、2003 年版「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」の解説で、“この監査において合格した工場には「適マーク」の表示を許可しているので、工場の選定に際して参考にするとよい”と記述されました。

土木学会の 2001 年度制定「コンクリート標準示方書 - 施工編 -」の解説で、“レディーミクストコンクリート工場の選定にあたっては、この監査に合格し、適マークを取得した工場から選定する必要がある”と、2007 年度制定「コンクリート標準示方書 - 施工編 -」の本文で“レディーミクストコンクリート工場は、JIS 認証品を製造する工場のうち、全国生コンクリート品質管理監査会議から適マークを承認された工場から選定しなければならない”と記述されました。

国土交通省においては、2003 年版「土木工事共通仕様書」、「港湾工事共通仕様書 平成 16 年版」の本文で、“請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、……配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する”と、大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針 平成 16 年版」で、“産・官・学で構成された「全国生コンクリート品質管理監査会議」が策定した「全国統一品質管理監査基準」に基づき「地区品質管理監査会議」が

工場立入監査を行っているので、品質確保の確認には、その結果を参考にするとよい”と記述されました。

農林水産省においても平成 17 年 3 月改正の「土木工事共通仕様書」、平成 19 年 4 月改正の「治山工事標準仕様書」に国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が記述されました。

上記を受け、多くの地方公共団体においても土木工事共通仕様書等に国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が明記され、全国統一品質管理監査の合格工場や適マーク使用承認工場を選定条件にする記述が増えています。

民間においても、JR 東日本の「工事標準仕様書」で、“ JIS 表示認定工場で、かつ、品質管理監査合格工場から選定する ” と記述されました。また、(社)日本土木工業協会、(社)建築業協会、(社)全国建設業協会の「建設工事における生コンの品質確保について」で、“ 生コン工場は、原則として、JIS 表示認定工場、適マーク取得工場から選定する ” ことが明記されました。

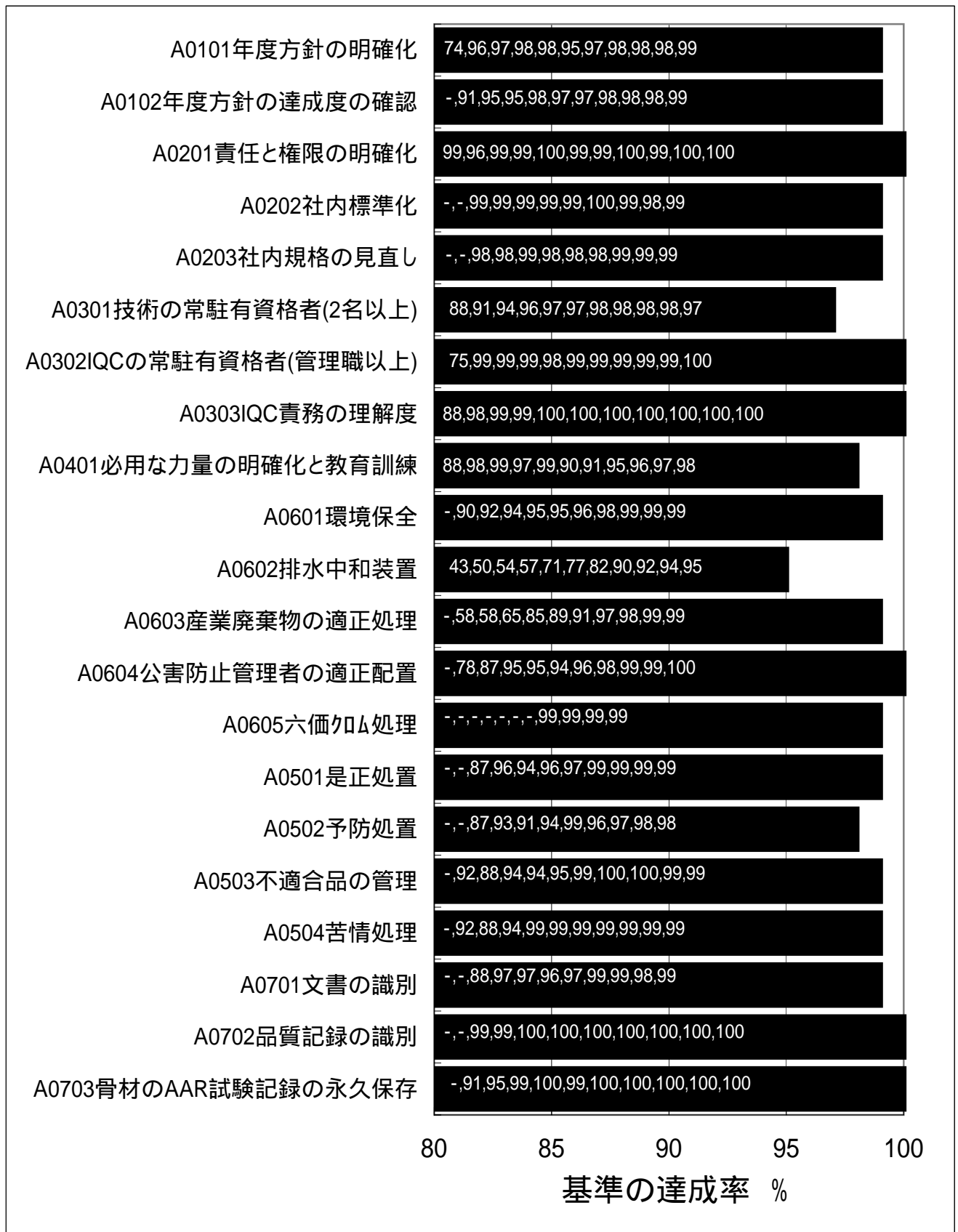


図-2 総括的事項(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度,19年度の実績を示す



図-3 個別的事項-1(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度,19年度の実績を示す



図-3 個別的事項-2(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度,19年度の実績を示す

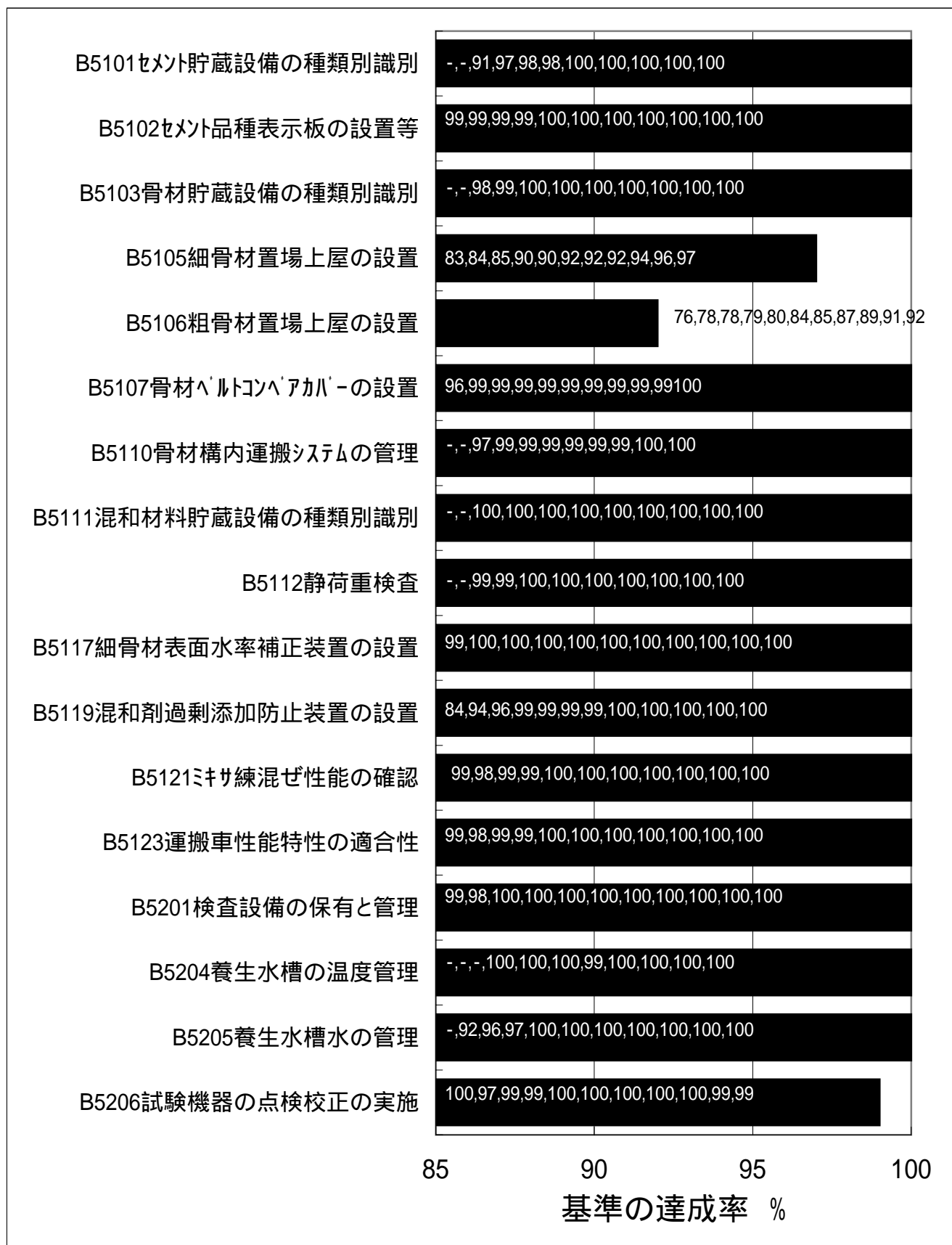


図-3 個別的事項-3(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度19年度の実績を示す

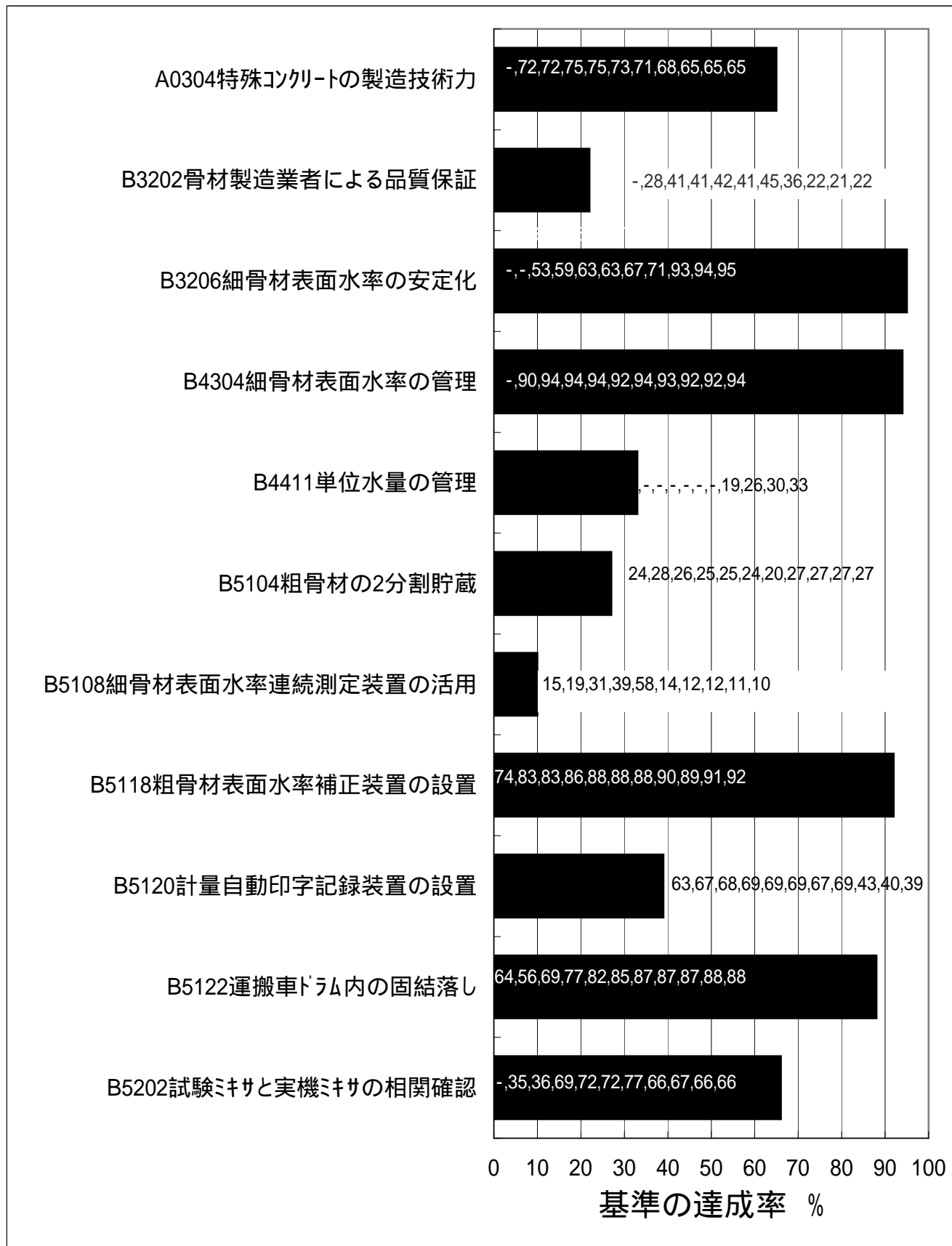


図-4 望ましい事項(a評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度,19年度の実績を示す

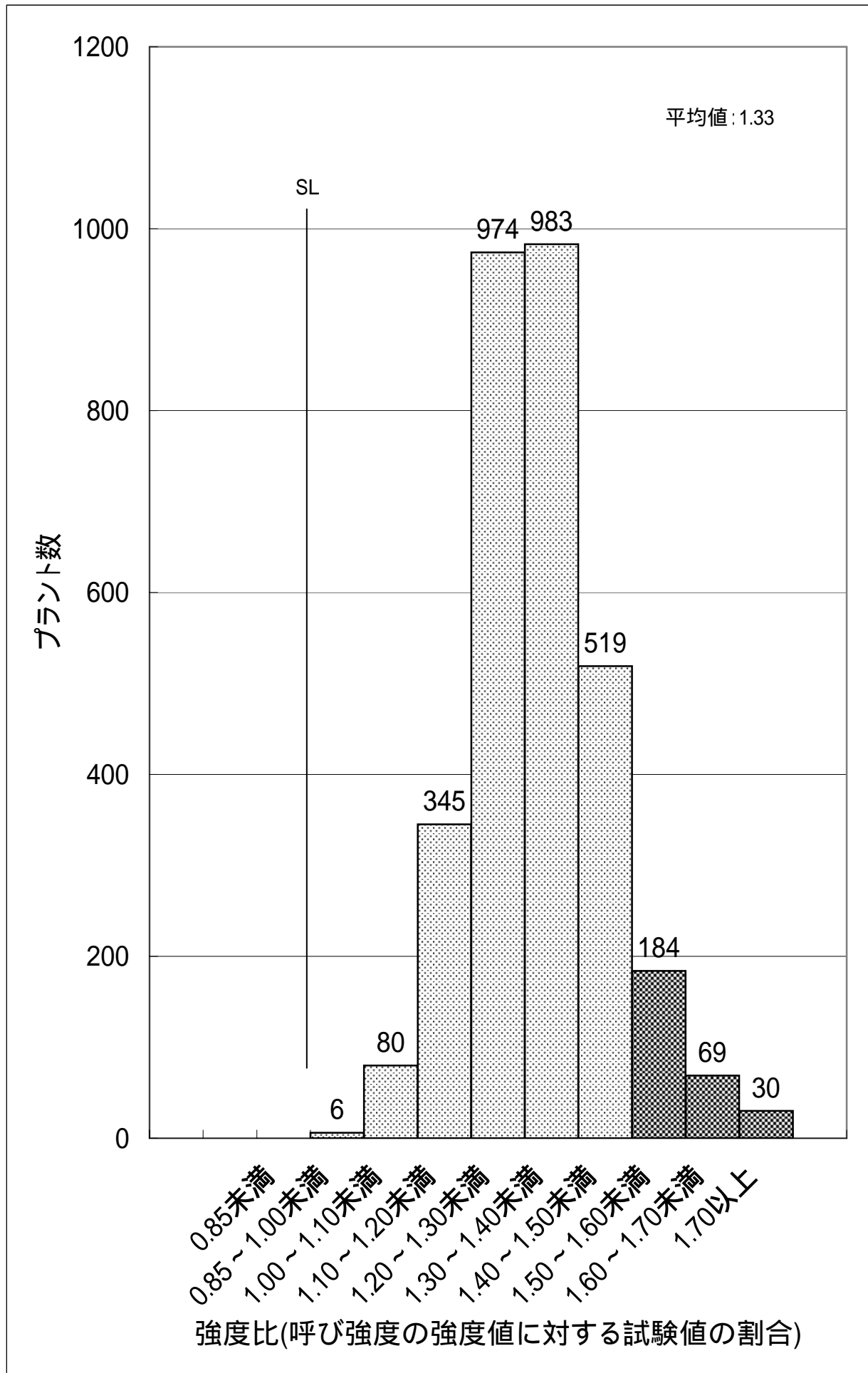


図-5 平成19年度圧縮強度の適合性 N=3,190
 注)黒い部分は過剰強度(8.9%)

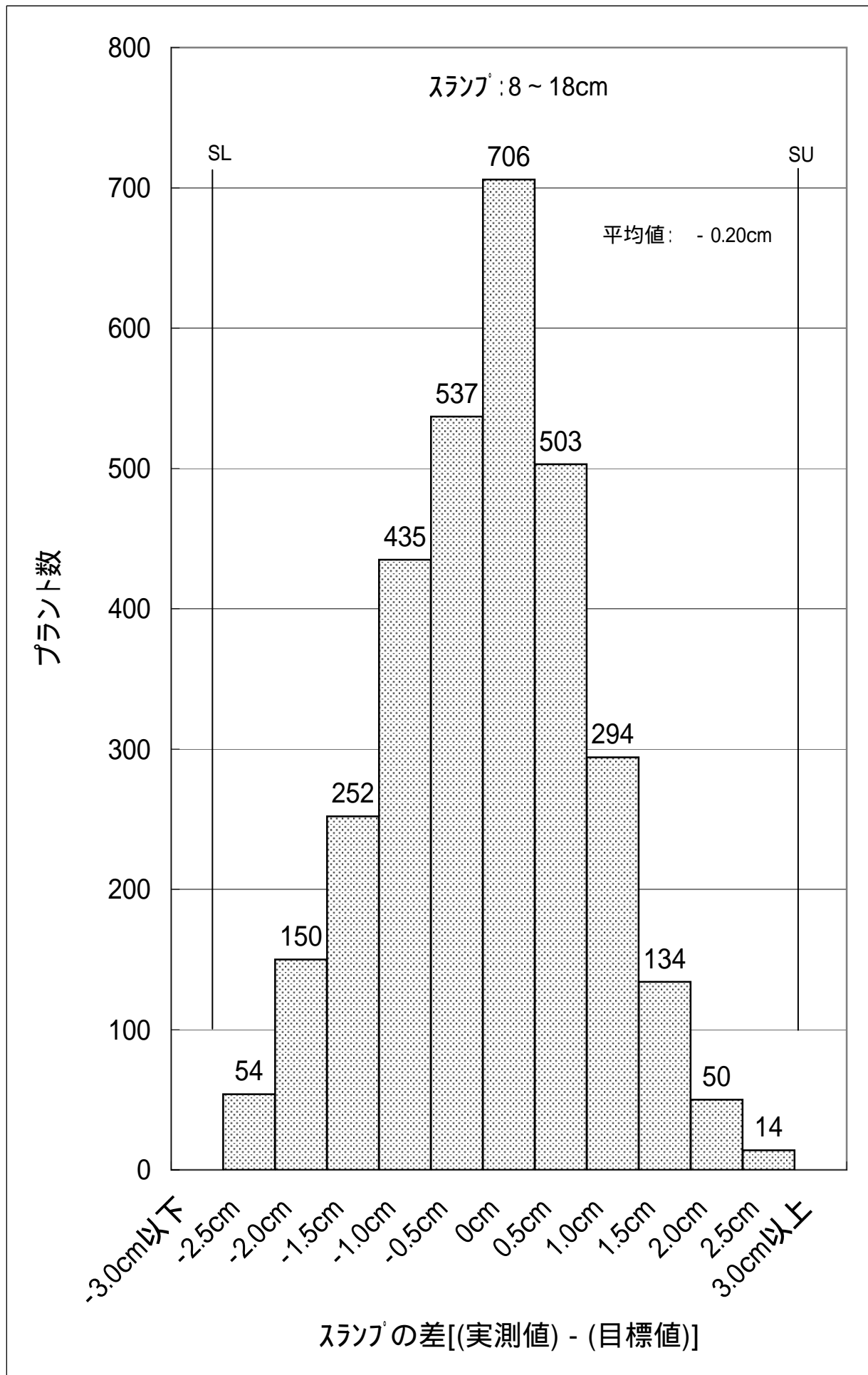


図-6 平成19年度スラップの適合性(実地調査) N=3,129

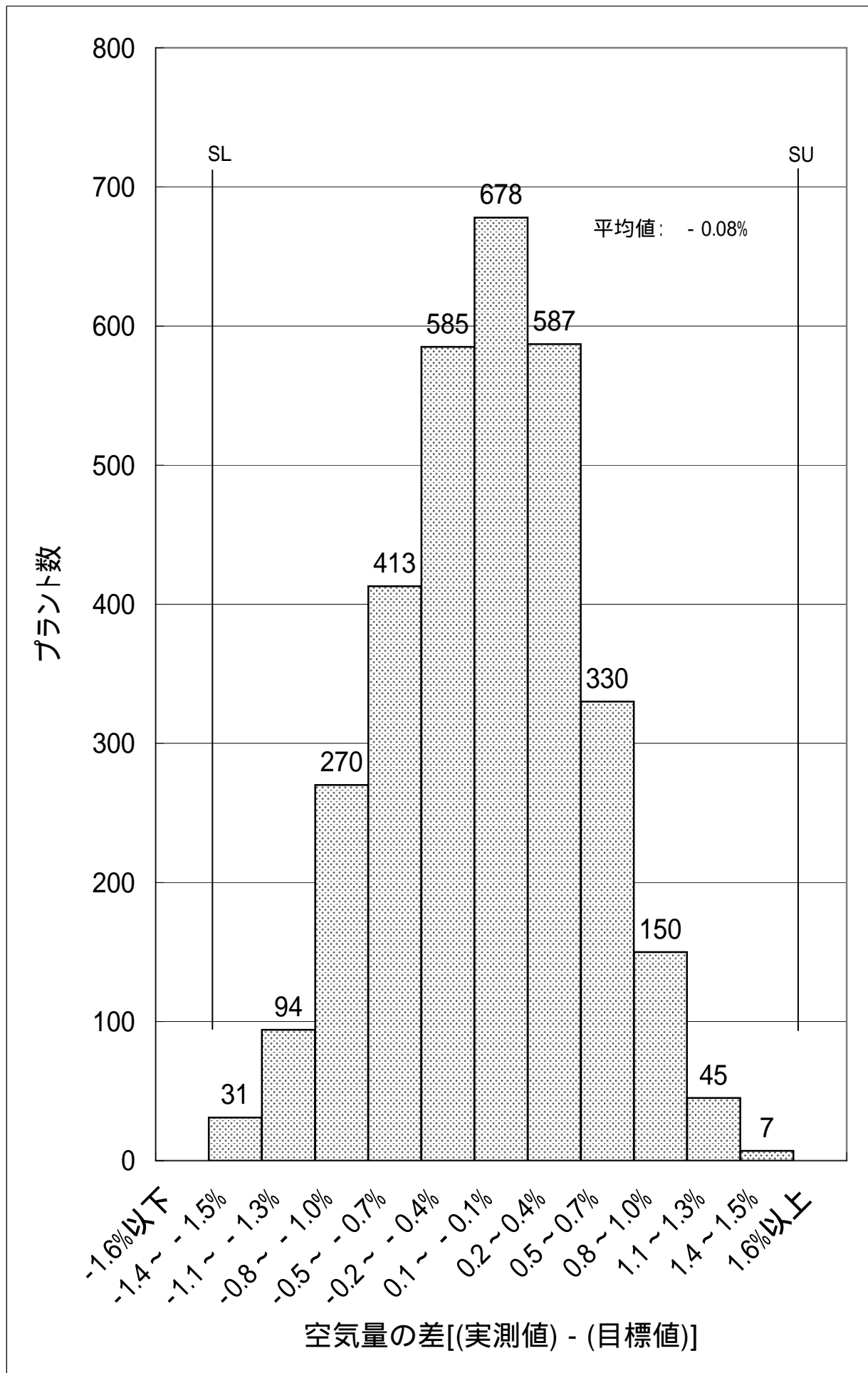


図-7 平成19年度空気量の適合性(実地調査)N=3,190

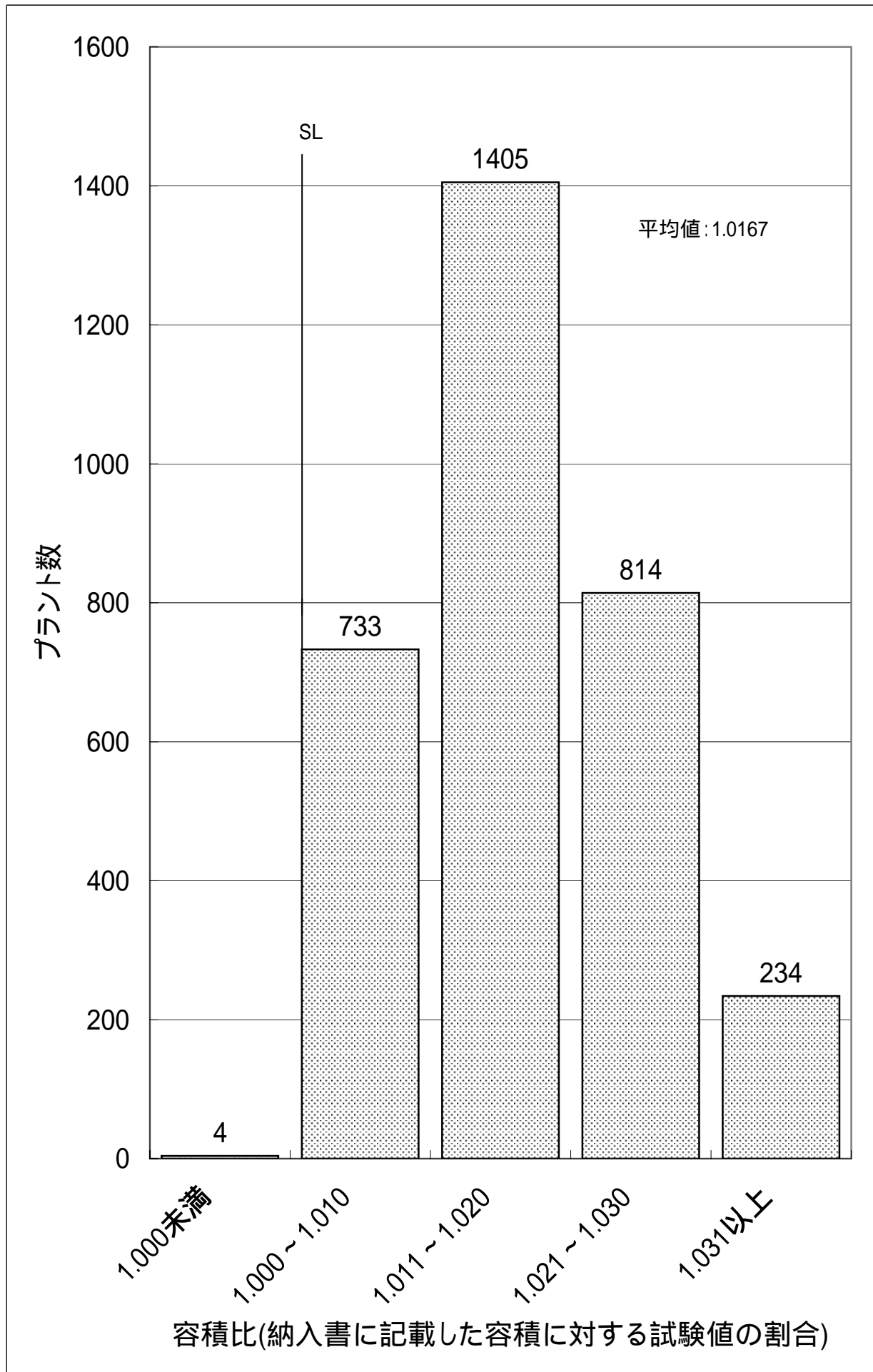


図-8 平成19年度容積の適合性(実地調査) N=3,190

表 - 9 査察の実施状況

	平成18年度 監査実施工場数	査察実施期間	査察実施 工場数	不適合 工場数	配合修正改善 指導工場数	W測定方法
北海道	247	19.07.18 ~ 19.08.03	27			:14, :13
青森	58	19.10.22 ~ 19.11.02	7			:7
秋田	47	19.04.12 ~ 19.05.31	8			:8
岩手	62	19.10.02 ~ 19.10.11	7			:7
山形	55	19.05.24 ~ 19.06.01	7			:7, :7
宮城	53	19.08.01 ~ 19.08.31	7			:7
福島	55	19.07.17 ~ 19.07.24	6			:6
埼玉	75	19.05.10 ~ 19.05.17	10			:10
千葉	67	19.06.05 ~ 19.06.15	7			:7
東京	61	19.05.14 ~ 19.05.31	7			:10, :2, :4, :2
神奈川	68	19.05.10 ~ 19.05.15	8			:2, :2, :4
茨城	46	19.10.18 ~ 19.10.26	5			:5
栃木	42	19.11.12 ~ 19.11.30	12			:12
群馬	47	19.10.10 ~ 19.10.16	5			:5
長野	85	19.05.30 ~ 19.11.07	9			:9
山梨	33	19.09.20 ~ 19.09.27	8			:8
新潟	110	19.07.03 ~ 19.10.23	11			:11
富山	44	19.06.26	5		1	:5
石川	50	19.06.20 ~ 19.06.28	6			:6
福井	44	19.07.12 ~ 19.07.31	5			:5
静岡	103	19.05.30 ~ 19.06.26	11			:11
岐阜	66	19.04.05 ~ 19.04.23	8			:8
愛知	106	19.04.05 ~ 19.04.21	11			:11
三重	71	19.04.09 ~ 19.07.26	10			:10
滋賀	34	19.04.03 ~ 19.04.19	4			:4
奈良	32	19.05.08 ~ 19.05.09	3			:3
京都	45	19.06.05 ~ 19.06.21	12		2	:12
大阪兵庫	241	19.05.15 ~ 19.08.29	24			:24
和歌山	56	19.05.24 ~ 19.06.12	6			:6
岡山	69	20.02.18 ~ 20.02.27	9			:9
広島	105	19.02.20 ~ 19.02.27	12			:12
山口	54	19.07.31 ~ 19.08.02	6			:6
鳥根	57	19.10.30 ~ 19.10.31	7			:7, :7
鳥取	30	19.08.10 ~ 19.10.23	3			:3
徳島	41	19.09.18 ~ 19.10.30	9	1		:9
香川	34	20.01.21 ~ 20.01.29	4		2	:4, :4
愛媛	64	19.06.13	7			:7
高知	50	19.07.18 ~ 19.07.25	5			:5
福岡	101	19.08.28 ~ 19.09.12	11			:11
佐賀	29	19.09.06 ~ 19.09.16	3			:3, :3
長崎	78	19.10.26 ~ 19.11.16	8			:8, :8
熊本	74	19.11.13 ~ 19.11.21	8			:8
大分	77	19.05.15 ~ 19.05.18	8			:8
宮崎	65	19.10.03 ~ 19.10.18	69			:69
鹿児島	104	19.09.17 ~ 19.10.24	11			:11
沖縄	47	19.07.01 ~ 19.10.31	5			:5
計	3,182		441		5	

W(単位水量)測定方法: 配合の妥当性確認方法, イアメ-タ法, 高周波加熱法, 静電容量法, 減圧乾燥法

表 - 10 監査制度の有効性評価基準及び評価結果

評価項目		平成 19 年度評価基準			結果	判定
		(良好)	(未だ良好とは言えない)	× (不十分)		
監査基準達成度 (A 評価された割合の総平均値)	総括的事項	98%以上	95～98%未満	95%未満	98.9	
	個別的事項	98%以上	95～98%未満	95%未満	99.7	
	望ましい事項	65%以上	60～65%未満	60%未満	57.2	×
	実地調査	全工場が A 評価	B 評価工場がある	C 評価工場がある	C 評価工場 (5 工場)	×
新規の監査希望工場数		10 工場以上	5～9 工場	4 工場以下	29	
学会の優遇措置(適マークに関する記述) (社)土木学会「コンクリート標準示方書」 (社)日本建築学会「建築工事標準仕様書 同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」		仕様書・示方書の本文	仕様書・示方書の解説	記述なし	示方書の本文 仕様書の解説	
都道府県の優遇措置(合格証又は適マークに関する仕様書・通達などへの記述)		80%以上 (37 地区以上)	50～80%未満 (36 地区～23 地区)	50%未満 (22 地区以下)	42 地区	

注： は監査結果の評価。 は業界の調査結果